

平成 23 年度 定期監査結果に対する措置状況報告書

対象課 千丁建設事務所

措置(改善計画書提出)日 H23. 8. 10

指摘事項	措置(改善)内容
<p>1 道路や河川、法定外公共物の占用の許可を受けようとするものは、占用許可申請書、協議書を市長に提出し、許可を受けることになっている。また、八代市道路占用料に関する条例第3条によると、占用料の徴収について「当該占用の許可をした日又は当該占用の協議が成立した日から1月以内に納入通知書により一括して徴収するもの」とされている。</p> <p>しかしながら、平成22年度の新規申請分の取扱について、納入通知書が1カ月以上遅れて発送されているものや、納入期限が1カ月以内に定められていないものが散見された。適正な納期を定め、通知は遅滞なく行われたい。</p>	<p>1 今後は、八代市道路占用料に関する条例第3条により、納入期限を1月以内に定め、遅滞なく通知します。また、チェック体制の強化(担当→係長→所長)にも努めます。</p>

対象課 坂本農林水産事務所

措置(改善計画書提出)日 H23. 8. 4

指摘事項	措置(改善)内容
<p>1 八代市生活館は、市民の生活改善の知識及び技術の習得、市民の自主グループ活動及び育成等に関する事業を推進するための共同利用施設として利用されている。</p> <p>同館の使用料徴収事務に用いる領収証綴において、書き損じた領収証原符が、切り取られているものが散見された。不正使用を防止するため、領収証綴にはあらかじめ連番を付し、証拠書類として、書き損じた領収証は領収証原符と共に綴じ込んでおきたい。</p> <p>公金を取り扱っていることを十分認識し、領収証の取扱については、適正に対処されたい。</p>	<p>1 今後、生活館使用料の徴収については、法令等を順守するとともに、公金を取り扱っているという責任を認識し、次の2点を確実に行います。</p> <p>① 領収書綴は受け取ったら最初に連番を記入します。</p> <p>② 記載を誤ったページは、原符とともに切り取らずに残し、次のページに改めて記載します。</p>

対象課 坂本建設事務所

措置(改善計画書提出)日 H23. 8. 26

指摘事項	措置(改善)内容
<p>1 公用車の車検において、見積書を徴する際に必要な仕様書が作成されていなかった。また、見積徴収額が予算執行何額を上回っていたにもかかわらず、見積徴収を1回しか行わず、執行予定額を超えた部分は、他予算から執行されていた。適切な事務処理に留意されたい。</p>	<p>1 車検の際は、車体検査整備仕様書を作成し、車検説明会手順に従い説明会を実施し見積書を徴するようにします。また、見積額が予算執行何額を上回った場合、再度見積書を徴するか、見積業者を入れ替えて説明会を実施のうえ見積書を徴するよう、適切な事務処理を行います。</p>

指摘事項	措置(改善)内容
<p>1 4月1日から業務を開始する必要がある随意契約のうち、契約内容から事前準備行為として3月までに見積書を徴しておくべきものについて、4月1日付で見積書徴収実施伺を起案してあるものが散見される。</p> <p>また、執行予定額が随意契約の限度額を超え、かつ契約内容から契約相手を特定する場合は、随意契約理由は第1号以外となり、契約検査課の合議をとる必要があるが、とられていない。予算執行の流れを確認されたい。</p>	<p>1 事前準備行為として3月までに見積書徴収実施伺にて見積書を徴するよう適正に行います。</p> <p>契約相手を特定する場合、1号以外については、契約検査課の合議をとるよう適正に行います。</p>
<p>2 見積書徴収実施伺が必要であるにもかかわらず、作成されずに見積書を徴してあるものがあつた。適切な事務処理に留意されたい。</p>	<p>2 今後は見積書徴収実施伺を起案のうえ見積書を徴することとし、適切な事務処理に留意します。</p>
<p>3 物品調達時の検収として、納品書に確認日の記入と確認印を押印することとなっているが、消耗品購入の際に徴する納品書全般においてその検収が漏れていた。適切に対処されたい。</p>	<p>3 消耗品の予算執行において、物品調達に関して適正に事務処理ができていませんでした。今後は適切に対処します。</p>
<p>4 鏡が池公園を平成20年度に整備した際に、都市公園として告示をおこなっているようであるが、「八代市普通公園条例」の別表1(普通公園一覧)に記載されたままとなっており、条例改正が行われていないので、検討されたい。</p>	<p>4 12月議会において、条例改正案を上程の予定です。</p> <p>(本件は、12月議会において可決され、平成23年12月28日に、都市公園として位置づけられた条例が施行。)</p>

指摘事項	措置(改善)内容
<p>1 泉農村研修センターは、本市の農業振興の担い手を養成する活動の拠点として泉町に設置されている。</p> <p>この施設の使用料徴収事務において、領収証が交付されていない。会計規則第12条では「会計管理者及び出納員等は、現金等を収納したときは、納入者に領収印を押した領収証を交付しなければならない。」と規定されている。規則に基づき、適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>1 定期監査調査票の結果を踏まえ、7月1日より八代市会計規則第12条に基づき、会計管理者から受領した領収証により交付しています。</p>

指摘事項	措置(改善)内容
<p>1 平成22年度の市道占用料において、電柱設置に対する初年度分の許可について、納入通知が全く発送されていなかった。八代市道路占用料に関する条例第3条では「当該占用の許可をした日又は当該占用の協議が成立した日から1月以内に納入通知書により一括して徴収するもの」とされているので、適切な事務処理に留意されたい。</p>	<p>1 今年度より、占用の許可と同時に納入通知書を発行し、1カ月以内に徴収するよう改善します。</p>

指摘事項	措置(改善)内容
1 坂本地区簡易水道使用料において、一致すべきである過年度分の収入未済額(財務会計上の金額)と、個人の収納上の未納額の調定が一致していない。収納状況を確認し、正しい額を調定されたい。	1 料金システムの不具合によるものか、各々の収納の一部に誤りがあるのか調査したうえで、正しい額を調定します。
2 船舶給水使用料において、当月の現金収納分が、翌月の月末に入金されている。入金は、遅滞なく行われたい。	2 外港船舶給水所において現金で収納した分は、随時、水道局職員が受け取りに行き入金します。

指摘事項	措置(改善)内容
1 4月1日から開始する必要がある業務において、随意契約理由第1号の範囲内で、複数の見積書を徴して契約をおこなう場合、契約内容により、3月までに見積書徴収実施伺の決裁を受け、事前に見積書を徴しておくべきものについて、見積書徴収実施伺が起案されていないものが散見されている。	1 4月1日から開始する必要がある業務に係る随意契約について、必要な場合は3月までに見積書徴収実施伺を起案し、決裁を受けるようにします。
2 4月1日から開始する必要がある業務に係る随意契約で、執行予定額が随意契約の限度額を超えており、かつ契約相手が特定される場合は、3月までに見積書徴収実施伺を起案したうえで、契約検査課の合議をとる必要があるが、とられていないものが散見されている。	2 随意契約の限度額を超えており、契約相手を特定した場合、見積徴収実施伺の作成と契約検査課の合議を行うようにします。
3 医療用防災カーテン賃借料において、カーテンリース料とカーテンクリーニング料が同一の請求書に記載してあったことから、クリーニング料をリース料増額分と考え、誤って増額変更の予算執行伺を起案し、支払われていた。予算執行伺の理由欄に記載がなかったことから、決裁の際、内部でも確認が取れなかったものと考えられる。起案時に明確に増額理由を記入し、内部牽制が働くよう適切な予算執行に努められたい。	3 予算執行伺に増額理由を明確に記入することで、このようなミスを防ぐようにし、併せて事務局内においても確認をきちんと行うようにします。
4 その他の指摘事項 ① 予算執行伺の決裁日前に見積書が徴されているものが散見されている。 ② 随意契約理由は、執行予定額が地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号で規定された金額の範囲内である場合は第1号を選択するが、第2号を選択しているものが散見されている。	4 ① 予算執行伺兼見積書徴収実施伺を作成し、決裁後に見積書を徴します。 ② 『随意契約の手引』により理由の選択を正しく行います。

指摘事項	措置(改善)内容
<p>1 入館用観覧券(一般用・団体用)及び販売用図録の管理については、各々受払管理簿により管理されているが、受払管理簿への記入もれ、記入誤りが多く見られた。</p> <p>また、観覧券受払管理簿に関しては、常設展及び季節ごとに行う特別展に分けて管理してあるものの、団体用観覧券については両展相互でやりくりして使用しており、その受払記録が詳細に記入されていない。このため、受払経緯の把握が困難なものが見受けられた。これでは、観覧券・図録双方とも、実質的な在庫確認がされていないように思われる。適切な事務処理に留意されるとともに、再度、管理体制について検討されたい。</p> <p>2 市立博物館清掃業務委託等の随意契約において、予定価格調書を作成する際、消費税を除く予定価格欄には、予定していた金額の千円未満を切り捨てた金額を記入し、消費税を含む欄には、切り捨てる前の金額に消費税率を乗じた金額が記入されていた。このため、契約を行った業者の見積額を見ると、消費税を含んだ金額に対してはその範囲内であったが、消費税を除いた本来の予定価格に対しては上回っているという不具合な結果となっていた。今後、このようなミスが生じないよう注意されたい。</p>	<p>1 観覧券については、枚数確認をきちんと行い、記入もれ、記入誤りがないようにします。</p> <p>図録の管理については、これまで書庫用・受付用と2冊になっていた管理簿を、1冊で残数把握が出来るように様式を変更します。</p> <p>また、管理簿への記入は、図録販売等の受払の都度記入するようにし、月ごとに月計・累計を記入したうえで、毎月初めに残数確認を行い、間違いがおきないよう気をつけます。</p> <p>2 今後は予定価格調書の作成及び契約事務に関し、慎重を期するとともに、適正な事務処理に努めます。</p>

指摘事項	措置(改善)内容
<p>1 本体系空調室外機改修作業及びサーバ系空調室外機改修作業における修繕料において、業者間の見積徴収金額に大きな差があった。修繕内容や方法を記した仕様書を準備したうえで、適正な見積徴収に努められたい。</p>	<p>1 修繕に係る見積依頼にあたっては、仕様を明確にするために、文書で依頼することとします。</p> <p>徴収した見積書の金額に大きな差があると認めるときは、見積内容の確認を行うこととします。</p>

指摘事項	措置(改善)内容
<p>1 学校体育館は学校教育の管理運営に支障のない限り、一般市民の利用に供し、市民の体育の増進その他社会教育活動に利用されているが、本市においては生涯学習課の管轄である公民館にて使用申請を受け付けている。毎月公民館から教育総務課へ体育館使用状況報告書が提出されているが、その様式については、記入方法が統一されておらず、適正な金額の確認ができない状況となっている。様式を検討され、記入方法の統一化を図られたい。</p>	<p>1 報告書の様式を変更し、使用料の計算方法が判るようにすることで記入方法の統一化を図ります。</p>

2 往復はがき1枚、通常はがき12枚が保管されていたが、切手・はがき使用簿にはその分の残数の記録がなかった。また、使用簿は担当者が記入するのみであり、複数者による確認ができる様式となっていない。様式を見直し、定期的に複数者による残数確認を行う等の管理体制を構築されたい。	2 今後は、毎月、課長までの押印決裁で残数確認を行い、適正な使用を促したうえで管理体制の徹底を図ります。
---	--

対象課 図書館

措置(改善計画書提出)日 H24. 1. 4

指摘事項	措置(改善)内容
1 千丁分館コピー機リース料、パフォーマンスチャージ料及び千丁図書館警備業務委託において、業者から提出された請求日から、3カ月以上経過した支払いが見られた。政府契約の支払遅延等防止に関する法律第6条に基づき、適法な請求書受領から30日以内に支払われるよう、適切に対処されたい。	1 平成23年10月に、支払状況をチェックするための確認書を作成し、複数者による確認体制をとることとし、支払が遅れることのないよう改善策を講じました。 今後とも適切な事務処理の遂行、期限内支払いの順守に努めます。

対象課 防災安全課

措置(改善計画書提出)日 H24. 1. 31

指摘事項	措置(改善)内容
1 八代市営の新八代駅東口駐車場については、時間駐車及び月極駐車の種類2種類の供用があるが、月極駐車分について、時間駐車用の調定コードを使用して納付書が発行されており、このため、時間駐車分として収入されていた。併せて、月極駐車分の調定が計上されていなかった。そこで、収入状況を精査し、必要な収入更正及び調定の変更を行われたい。	1 月極分の調定は、年度当初に計上し、年度中途の新規申込・解約については、その決定に基づき調定の増減を行うようにします。 また、納付書の発行誤りがないよう注意するとともに、現在誤って消し込まれている収入については、精査し必要な調定の増減及び収入更正を行います。
2 平成23年度八代地区防犯協会費分担金において、執行予定額によると決裁区分は部長であるが、課長までの決裁となっている。適正な事務処理に留意されたい。	2 予算執行何での決裁区分の誤りがないよう、適切な事務処理に努めます。

指摘事項	措置(改善)内容
<p>1 現金で収納された一般廃棄物処理業等許可手数料が、数ヶ月間、課内の金庫に保管されたまま、金融機関へ納入されていなかった。八代市会計規則や地方自治法等関係法令に従い適正な収納事務を行うとともに、課内で公金管理に対する認識の強化を図り、内部牽制が働くチェック体制を構築されたい。</p> <p>2 ごみ収集用の有料指定袋は、問屋業者から各小売店へ配送され、または商工会等を経由して市民へ販売されており、「問屋及び商工会等は、販売実績を毎月20日までに報告書として市へ提出すること」と八代市有料指定袋に関する業務委託契約書第8条に規定されている。ところが、報告書の提出が遅れる問屋があるため、報告に基づく有料指定袋処理手数料(市への納入金額)の決定が遅れている状況にある。問屋に対して、提出期限を順守するよう指導を行われたい。 また、納入金額を決定した時点で調定計上が必要であるが、4月分、7月分以外は計上されていない。調定の計上漏れがないよう対処されたい。</p> <p>3 予算執行伺、見積書徴収実施伺、契約締結伺、支出負担行為等の事務処理が前後しているものや、必要な伺が起案されていないものが散見される。事務の流れを確認し、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>1 一般廃棄物処理業務等許可手数料の金融機関への納入については、許可及び事業者から手数料を徴収した日を含め、1週間以内に金融機関への入金と調定事務を終了させるように努めます。 なお、許可証の交付に関する決裁事務が開始された時点から調定終了までの履歴を確認できる台帳等を作成し、事務の管理を行います。 併せて、公金管理の認識の徹底を図ります。</p> <p>2 有料指定袋の問屋については、報告書の提出期限を順守する旨の指導を強化します。 また、調定漏れがないよう、調定の決裁と同時に、問屋に対して請求書及び納付書を発行します。</p> <p>3 予算執行事務の流れを再確認し、必要な伺の作成が漏れないよう、適正な事務処理に努めます。</p>

指摘事項	措置(改善)内容
<p>1 公民館施設等使用料の徴収事務において、領収証原符が全て切り取られて別のファイルや申請書の裏面に貼られて整理されている。不正防止の観点から、切り取らずに控えを残す方策を検討されたい。 また、領収証は不正使用を防止するため、領収証原符も連番となっていなければならないが、番号が飛んでいるものが散見されている。誤記などで書き損じた領収証は、領収証原符と一緒に綴じ込んでおかれたい。併せて領収証原符の確認照合が容易にできるよう、公民館ごとの連番管理についても検討されたい。</p> <p>2 八代市八竜山自然公園は、広域的な教育活動と森林レクリエーション活動の場を提供する公園施設であり、森林体験交流センター</p>	<p>1 領収証は来年度より、原符を切り取らずに使用し、領収証番号は公民館ごとに連番整理を行い、番号が飛ばないように管理します。</p> <p>2 八竜山自然公園の許可書については、今後様式を定め、使用料納付時に発行するようにします。</p>

<p>さかもと八竜天文台と、宿泊施設であるロッジ、コテージを設置している。</p> <p>宿泊施設の利用について、「使用料の納付により宿泊施設利用許可書を発行する」と同公園条例施行規則第2条に規定されているが、利用許可書が発行されていないので、規則に基づき適正に処理されたい。</p> <p>3 八代市さかもと青少年センター及び各公民館の施設利用に関して、「事前に申請し許可を受けること」、「使用料は前納すること」と、同センター条例及び八代市公民館条例に規定されている。しかしながら、利用申請や利用料金の徴収が利用後になっているものが散見されている。条例に基づき改善を検討されたい。</p>	<p>3 青少年センターについては、宿泊利用に伴う利用人数や部屋数の変更、並びに空調の使用時間等退館時において確定する使用料を除いては、前納するよう改善し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>また、各公民館についても同様、利用料金前納を徹底します。</p>
---	---

対象課 広報広聴課

措置(改善計画書提出)日 H24. 1. 19

指摘事項	措置(改善)内容
<p>1 八代市の東陽、泉、坂本地域においては、難視聴対策や情報格差是正などを目的としてケーブルテレビ事業を行っており、ケーブルテレビやインターネットの加入者からは、毎月、使用料を徴収している。使用料は7月分以降、督促手数料は5月分以降について、調定が計上されていない。毎月適正な時期に調定を計上されたい。</p> <p>2 八代市では、市民サービス向上や地域経済の活性化などを目的として、「八代市広告掲載要領」を定めて広告事業を行っている。市ホームページへの広告掲載においては、「八代市ホームページ広告掲載取扱基準」を定めており、広告掲載料については第9条で一括前納することとされているにもかかわらず、分納取扱となっているものがある。広告掲載主からの要望と実情が合わないのであれば、取扱基準の変更を検討されたい。</p>	<p>1 毎月、調定期を確認し、漏れや遅れが生じないように業務の改善を行いました。</p> <p>2 広告主の利便性を改善することで、広告主の確保と広告料収入の増加を図るために、「八代市ホームページ広告掲載取扱基準」の第6条・第9条について、次の見直しを行いました。</p> <p>掲載期間にかかわらずすべて一括前納としていたものを、原則、月ごとの前納制(第9条)とし、6か月以上12か月以下の継続掲載に対しては、一括前納する場合の料金を新たに設定(第6条)しました。</p> <p>新基準は平成24年2月1日施行予定です。</p>

指摘事項	措置(改善)内容
<p>1 平成22年度道路占用料及び法定外公共物占用料において、現年度収入未済分の調定は、出納整理期間が適用されるため、平成23年6月1日付で繰越を行い計上すべきであるが、異なった日付で計上されていた。適正な事務処理に留意されたい。</p> <p>2 原材料費の単価については、前年度に「原材料」と「安全施設関係」に大別して単価契約が締結されており、どちらも契約期間は平成22年9月1日から平成23年3月31日であった。監査実施時点(平成23年12月)では双方とも平成23年度の契約は締結されておらず、前年度の単価をそのまま継続使用されている状況であった。</p> <p>「原材料」については、契約条項に自動更新規定があるため、新たな契約締結まではその単価を適用することが可能であり、そのためには年度当初の契約締結(更新)伺を起案する必要があるが、起案されていなかった。</p> <p>一方、「安全施設関係」については、自動更新規定がなく、継続使用できないにもかかわらず、前年度の単価が使用されていた。</p> <p>そこで、自動更新に伴う契約締結(更新)伺の起案を確実に行われるとともに、「安全施設関係」の単価契約については、自動更新規定を盛り込むなど契約書条項の見直しを検討されたい。</p> <p>なお、12月時点で前年度の単価を継続使用しているのは、好ましいとは言えない。両契約について毎年の単価契約について年度の早期に締結できるよう事務改善を図られたい。</p>	<p>1 平成22年度道路占用料及び法定外公共物占用料の収入未済分については、実際調定を起案したその日で調定を計上しており、適正な事務処理になっておりませんでした。については、今後占用料未済が発生した場合には、ご指摘のとおり、出納整理期間後の6月1日付で調定を計上するとともに、収入未済そのものが発生しないよう、適正な占用料の確保に努めていきたいと思っております。</p> <p>2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「原材料費」について 自動更新規定を適用する場合、新年度における契約締結伺が必要であることについて、認識不足でありました。今後は伺を起案し決裁を受けることといたします。 ・「交通安全施設関係」について 次年度より契約条項に自動更新規定を盛り込み、更新時には伺いを起案し決裁を受けることといたします。 ・単価契約の時期については、熊本県から発表される新年度単価とも比較することから、年度当初の契約は困難であります。なるべく早期に契約するようにいたします。

指摘事項	措置(改善)内容
<p>1 八代市東陽町、泉町には各種観光施設(東陽石匠館等)が設置されている。</p> <p>これらの施設への入場料において、入場券半券の集計と調定金額が一致しないものが散見される。公金管理に対する認識の強化と内部牽制が働くチェック体制を検討されたい。</p>	<p>1 各種施設の入場料等、公金の管理について支所担当課によるチェックを必ず行うなど体制強化のうえ、下記の改善計画(具体的)に基づき適正な事務処理に努めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 入館時の入場券、現金等の受渡しについてのチェックを2人体制で行います。 ② 日計時における半券、領収書、現金の確認を2人体制で複数回確認を行います。 ③ 入場料の現金納入時(月締め)には、支所担当課にて月計表及び現金の確認を必ず行います。

指摘事項	措置(改善)内容
<p>1 厚生会館、千丁文化センター、鏡文化センターのホールや集会室使用に関しては、使用許可時に使用料を前納するよう規定されているが、特別な事由がある場合は後納も可能となっている。その場合に記入する「使用料後納申請書」の「使用料を後納する時期」欄に未記入なものや、記入してある期間を過ぎた後での入金が見逃されている。申請書の記入漏れがないよう確認を行い、振込等の通知には、申請期間をもとに納期を設定されたい。</p> <p>2 4月1日から、開始する必要がある業務において、以下の事例が見逃される。適正な執行に努められたい。</p> <p>① 事前準備として3月までに見積書徴収実施伺を起案し、見積書を徴してあるにもかかわらず、見積書の日付が、4月1日となっているもの</p> <p>② 契約内容から3月までに事前準備が必要であるにもかかわらず、予算執行伺、見積書徴収実施伺、契約締結伺がすべて4月1日となっているもの</p> <p>③ 事前に見積書徴収実施伺が起案されずに、見積書が徴されているもの</p> <p>3 各自主文化事業宣伝物印刷において、1回目の見積徴収で、予定価格を超えていたが、再度見積徴収が行われていなかった。このような場合は、原則として2回目の見積徴収を行った後、さらに予定価格を超えていた場合には、仕様を変えるなど、再度の見積徴収を行うことになる。適切な事務処理に留意されたい。</p>	<p>1 「使用料を後納する時期」欄の記入を徹底させ、請求書送付時には納入期限を明記し、納期内に納入してもらうように指導します。</p> <p>2</p> <p>① 事前見積書徴収伺を起案し見積徴収したものについては、実際に提出された日付を記入してもらうよう業者に指導いたします。</p> <p>② 4月1日から業務を始める必要がある業務委託に関しては、事前見積書徴収伺を2月～3月に実施するなど、余裕をもって契約に臨むように努めます。</p> <p>③ 4月1日から業務を始める必要がある業務委託に関しては、必ず事前見積書徴収実施伺により見積徴収するように努めます。</p> <p>3 随意契約の手引きに従って、開札調書を作成し、適切な事務処理を徹底します。</p>

指摘事項	措置(改善)内容
<p>1 日奈久ドリームランド使用許可申請において、使用者区分ごとの人数が記入されていないものや、使用日時及び人数と金額が一致しないもの、鉛筆を使用しての金額欄の記入、修正液を使用しての金額訂正、訂正印もれ、使用時間が不明なものが散見されている。適正な事務処理に留意されたい。</p> <p>また、ニュースポーツ広場は、使用時間3時間の場合、2コマ分(4時間)の使用料となるが、1コマ分(2時間)しか徴収されていない等、八代市都市公園条例の規定とは異なって徴収されているケースが多く見られた。実際の使用状況や使用者の利便性等の実情を把握したうえで、必要であれば、規定等の変更を検討されたい。</p>	<p>1 指摘があった事項は、日奈久公園管理事務所において委託している民間業者により受付をしているものです。</p> <p>業務を委託している業者の責任者には、業務処理の重要性を説明するとともに適正な処理を行うよう指導を行いました。</p> <p>今後、定期的に担当職員によるチェックおよび業者への指導を行い、料金徴収額や受付方法の間違いがおきないように努めます。</p>

指摘事項	措置(改善)内容
<p>1 農業集落排水事業及び浄化槽事業料金改定に伴うシステム改修委託において、業者の遅延行為(1ヵ月程度の報告書提出遅延)があり始末書等が受領してあった。しかしながら、報告書提出後に作成する業務委託納入検査書が、遅延がなかったものとして、検査日を遡って作成されていたので、適切な事務処理を行われたい。</p> <p>2 量水器の修繕及び購入に係る単価契約において、見積金額が予定価格を超えていたため、その予定価格を見積最低価格と同金額に変更されていた。このケースは東日本大震災の影響で、当初の積算から大きく価格が変動していたことによる予定価格の見込み違いが原因であるものの、それを理由に安易に予定価格を変更できるものではない。予算執行の流れに従い、再度予算執行伺を見直したうえで予定価格を新たに設定されるよう適正な執行に努められたい。</p>	<p>1 業者の遅延行為が発生した場合、速やかに契約検査課と協議し、判断を仰ぎながら適正な事務処理に努めます。</p> <p>2 同一業者で2回の見積徴収を行い、不調であれば、業者を入れ替えて再度、見積徴収を行います。今回は、東日本大震災の影響による価格高騰という特殊事情があったが、このような場合は、ご指摘のとおり適正な執行に努めます。</p>

指摘事項	措置(改善)内容
<p>1 営業隊パンフレット(名刺)印刷において、業者から提出された請求日から、2か月半以上経過した支払いが見られた。政府契約の支払遅延等防止に関する法律第6条に基づき、適法な請求書受領から30日以内に支払われるよう、適切に対処されたい。</p>	<p>1 各業者からの請求書については、発生から支払いまで各員が随時確認を行い、法令に基づき遅滞なく速やかに処理します。</p>

指摘事項	措置(改善)内容
<p>1 市民球場使用料において、領収書原符の連番号や年度の記入がないもの、年度の記入誤りが散見されている。適切な事務処理に留意されたい。</p> <p>2 4月1日から、開始する必要がある業務において、以下の事例が散見される。適正な執行に努められたい。</p> <p>① 事前準備として3月までに見積書徴収実施伺を起案し、見積書を徴してあるにもかかわらず、見積書の日付が4月1日となっているもの</p> <p>② 予算執行伺に、すでに見積書を徴している旨の記述がされているため、3月までに事前準備として見積書を徴してあると考えられるが、見積書徴収実施伺の日付が4月1日となっており、矛盾があるもの</p> <p>③ 契約内容から、3月までに事前準備が必要であると思われるものが、予算執行伺兼</p>	<p>1 今後は、記入誤り等が発生しないよう、業務マニュアルを作成し、施設職員に指導を行います。</p> <p>2 4月1日から開始する業務委託契約手続きについては、適切な事務手続きの執行がなされるよう、「随意契約の手引き」を再度確認し、職員への指導を行います。</p>

<p>見積書徴収実施伺、契約締結伺の日付がすべて4月1日となっているもの</p> <p>3 鏡総合グラウンド機械警備委託は、平成23年6月から長期継続契約となっているが、契約期間全体の執行予定額から、決裁区分は部長となる。しかし、課長決裁として処理されていた。適切な執行に努められたい。</p>	<p>3 事務決裁規程を再度確認し、適切な事務執行に努めます。</p>
---	-------------------------------------